第二千五百五十四号

平成二十七年

木 曜

十月二十九日

日 小班の標高二千二百メートル以上の区域、 同林班よ小班の標高二千三百メートル以上の区域、 同林班る、 わ、 第百十九林班た、れ、そ、 か、 た、 そ及びつ小

つ、ね及びな小班、同林班ら小班の標高二千百六十メートル以上の区域並びに第百

二十林班に、ほ及びへ小班

特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

二百五十五ヘクタール

特別保護地区の保護に関する指針

5

特別保護地区の指定区分

特別保護地区の指定目的 大規模生息地の保護区

た亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受け ンカモシカ保護地域に指定されている。 ており、多様な野生動植物に恵まれており、 当該地区を含めた地域は、 金峰山(標高二千五百九十九メートル)を中心とし 当該地区を含む関東山地一帯はニホ

的にダケカンバ等の広葉樹林がみられる。 群集であり、その下部にはシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が優占し、部分 当該地域の植生は、金峰山山頂付近はハイマツが優占したコケモモーハイマツ

ボソムシクイ、ルリビタキ、ウソ等がみられる。 は、高山から亜高山にかけて生息するホシガラス、イワヒバリ、カヤクグリ、メ 型哺乳類のキツネ、テン等が、小型哺乳類では、オコジョ等が確認され、鳥類で また、獣類では、 大型哺乳類のツキノワグマ及びニホンカモシカをはじめ、中

地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。 以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護

- 特別保護地区の管理方針
- 境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環
- が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、 獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努め 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性 第二種特定鳥
- 特別保護地区の名称 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

目 次

示

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(二件)………………………七○○ ○道路の供用開始(二件)……………………………………………七○○ ○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………………………………………………………………………六九八 ○特定猟具使用禁止区域の指定…………………………………………………………………………………………六九二 ○特別保護地区の指定………………………………………………………………………六八九 ○農用地利用配分計画の認可………………………………………………七○三 ○落札者の決定について…………………………………………………七○三 ○都市計画の変更図書の縦覧(二件)…………………………………………七○四

示

告

山梨県告示第三百四十一号

第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後

藤

斎

特別保護地区の名称

1 金峰山特別保護地区

2

特別保護地区の区域

Ш

梨

県

公

報

甲府市有林第百八林班た小班、第百九林班に小班、同林班ほ小班の標高二千百メ トル以上の区域、 第百十七林班ぬ、 る、 わ、 か、 よ及びた小班、 第百十八林班ぬ

第二千五百五十四号 平成二十七年十月二十九日

 $\frac{-}{1}$

鶏冠山特別保護地区

- 2 特別保護地区の区域
- 県有林第五十七林班及び第五十八林班
- 3 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

三百六十七・五八ヘクタール

- 5 特別保護地区の保護に関する指針
- 特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区
- 特別保護地区の指定目的

ンカモシカ保護地域に指定されている。 亜高山帯の地域である。自然公園法による秩父多摩甲斐国立公園の指定を受けて 当該地区を含めた地域は、鶏冠山(標高二千百十五メートル)等を中心とした 多様な野生動植物に恵まれており、 当該地区を含む関東山地一帯は、ニホ

分布している。 ンバ等の広葉樹林が発達しており、さらにその下部にはクリ及びミズナラの林が 近にシラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、その下部で部分的にダケカ 当該地域の植生は、 鶏冠山及び木賊山(標高二千四百六十八メートル) 山頂付

タキ、 るニホンカモシカをはじめ、 また、当該地域の獣類として、 メボソムシクイ等が確認されている。 オコジョ等が確認されている。鳥類では、 中型哺乳類ではノウサギ等、 大型哺乳類では特別天然記念物に指定されてい クマタカ、 小型哺乳類ではニホン ホシガラス、

指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。 以上の地域のうち、 最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に

特別保護地区の管理方針

- (1) 境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環
- 獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努め が損なわれていることから、 当該地区においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性 鳥獣の生息環境の保全を図るため、 第 一種特定鳥
- (3) 特別保護地区の指定の意義について、 一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百四十二号

第二十八条第七項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 平成二十七年十月二十九日 次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。 (平成十四年法律第八十八号)

山梨県知事 後 藤

斎

1 鳥獣保護区の名称 秩父連峰鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

との接点に至り、同所から同境界線を南東及び南に順次進み久渡沢との接点に至り、 同沢を北西に進み本谷治山運搬路との交点に至り、同所から同運搬路を道なりに西 同所から同沢を西進し笛吹川との合流点に至り、同所から同川を北西に進み西沢と との接点に至り、 所から北西に直進し井戸の沢に架かる沓切沢橋に至り、同所から同沢を北進し中の 理歩道との接点に至り、同所から同歩道を道なりに北西に進みヤブ沢峠に至り、 至る登山道との接点に至り、 所から同尾根を北西に進みモリ尾根最高点に至り、同所から同最高点を源頭とし竜 根最高点(標高千五百三十二メートル)から南東に延びる尾根との接点に至り、 西斜面)を南西に進み大常木谷との接点に至り、同所から同谷を南西に進みモリ尾 進し飛竜山・前飛竜最低鞍部に至り、同所から同鞍部を源頭とする御岳沢(前飛竜 同沢源頭の前飛竜(標高千九百五十四メートル)に至り、同所から前飛竜稜線を北 川を南進し御岳沢 ら同山を源頭とするハシカキ沢を南西に進み後山川との合流点に至り、 尾根を南西に進み奥後山三角点(標高千四百六十六・四メートル)に至り、同所か 接点に至り、同所から同境界線を南東及び北東に順次進み山梨県・東京都境界線と 県営川上牧丘林道との接点に至り、 の合流点に至り、同所から同沢を南西に進みアザミ沢との合流点に至り、同所から に至り、同所から同沢を北西に進み県有林第六十一林班・民有林境界線に至る尾根 沢との合流点に至り、同所から同沢を北西及び北東に順次進みナメラ沢との合流点 し東京都水道局水源林管理歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し将監峠に バミ谷に合流する沢を北西に進み竜バミ谷との合流点に至り、同所から同谷を北進 の接点に至り、同所から同境界線を南進しヨモギ尾根との接点に至り、同所から同 し、同所から同境界線を東、 北杜市須玉町小尾地内のヨシモト林道と山梨県・長野県境界線との接点を起点と 同所から同尾根を南西に進み県有林第六十一林班・民有林境界線 (前飛竜東斜面) との合流点に至り、同所から同沢を北西に進み 林道との接点に至り、 同所から同登山道を南西に進み東京都水道局水源林管 南、 東及び北東に順次進み山梨県・埼玉県境界線との 同所から同林道を道なりに南進し倉沢北沢に至 同所から同林道を道なりに南西に進み 一同所から同 同 同

御岳林道との接点に至り、同所から同林道を南西に進み精進川との交点(竜の平橋) 道を道なりに北進し起点に至る一団地 同所から同林道を道なりに北西に進みヨシモト林道との接点に至り、 瀬川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み県営黒森林道との交点に至り、 林道を北東及び北西に順次進み塩川との交点に至り、同所から同川を北西に進み釜 から同林道を北及び北西に順次進み県営本谷釜瀬林道との接点に至り、同所から同 接点に至り、同所から同山道を北進し県営観音峠大野山林道との接点に至り、 道との交点に至り、同所から同林道を北進し県営観音峠大野山林道に至る山道との 班・第三林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し甲府市営池ノ平林 との接点(同沢源頭)に至り、同所から同境界線を北東に進み甲府市有林第一林 との交点に至り、同所から同沢を北西に進み甲府市有林第一林班・第二林班境界線 西に順次進み県営奥仙丈林道との交点(上黒平橋)に至り、同所から同林道を西進 に至り、同所から同川を南西に進み荒川との合流点に至り、同所から同川を南及び に順次進み金峰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を南西に進み甲府市営 線を北進し甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北及び西 に進み同市有林第十三林班む小班・く小班境界線との接点に至り、同所から同境界 市有林第十三林班む小班・ま小班境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西 同所から同沢を北西に進み荒川との合流点に至り、同所から同川を南西に進み甲府 る作業道との接点に至り、同所から同作業道を北西に進み倉沢北沢との接点に至り、 し甲府市営御岳林道との接点に至り、同所から同林道を道なりに北東に進み大株沢 同所から同林

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

一万三千三百八十五ヘクタール

鳥獣保護区の保護に関する指針

5

- 鳥獣保護区の指定区分 大規模生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

ており、多様な野生動植物に恵まれており、当該地区を含む関東山地一帯は、カ 高山帯の地域である。自然公園法による国立公園(秩父多摩甲斐)の指定を受け 四百七十五メートル)等を中心とし、雲取山(標高二千十七メートル)に至る亜 メートル)、国師ヶ岳(標高二千五百九十一メートル)、甲武信ヶ岳(標高二千 当該地域は、瑞牆山(標高二千二百三十メートル)、金峰山(二千五百九十九

> カワラマツバ、ススキ群落もみられる。 ブナ等の広葉樹林や、ウラジロモミ、コメツガ、カラマツ等の針葉樹林も生息し、 針葉樹林が優占する。 当該地域の植生は、 雁坂嶺付近から雲取山には、クリ、ミズナラ、ヤマボウシ、 瑞牆山から雁坂嶺付近まではシラビソ、オオシラビソ等の

ヒガラ、ホシガラス、ノビタキ、マヒワ、イワツバメ等がみられる。 オコジョ、ヤマネ、ヒメネズミ等が確認され、鳥類では、クマタカ、ルリビタキ、 はじめ、中型哺乳類のキツネ、テン、タヌキ、イタチ等、また、小型哺乳類では また、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカを

獣の生息環境の保全を図るものとする。 以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥

鳥獣保護区の管理方針

- (1)境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地を環
- 獣管理計画に基づき、ニホンジカの生息数を適正な水準に減少させるよう努め が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性 第二種特定鳥
- ③ 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。
- $\frac{-}{1}$ 鳥獣保護区の名称
- 2 鳥獣保護区の区域 四尾連湖鳥獣保護区

道を東進し県道四百九号(四尾連湖公園線)起点と蛾ヶ岳(標高千二百七十九メー の接点に至り、同所から同尾根を西進し起点に至る一団地 道四百九号(四尾連湖公園線)起点に至り、同所から同県道を南進し通称丸尾根と トル)とを結ぶ登山道との接点に至り、同所から同登山道を西及び南に順次進み県 し、同所から同山道を北進し嶺山道との接点(四尾連峠)に至り、同所から同嶺山 西八代郡市川三郷町四尾連地内の通称丸尾根と山道の交点(子安神社)を起点と

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

鳥獣保護区の面積

四十・五ヘクタール

鳥獣保護区の保護に関する指針

5

身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定区分

Ш

梨

鳥獣保護区の指定目的

れている地域である。 々に囲まれている。県立自然公園の指定を受けており、多様な野生動植物に恵ま 当該地域は、四尾連湖を中心とする地域であり、周囲を標高千メートル程の山

西側にはアズマネザサ、ススキ群落もみられる。 シデ等の広葉樹林が優占する。東側にはハクウンボク及びイヌブナの林がみられ、 当該地域の植生は、湖の北側はクリ、ミズナラ等の、湖の南側はコナラ、クマ

獣の生息環境の保全を図るものとする。 ビタキ、 類のタヌキ、ハクビシン等、また、小型哺乳類ではアズマモグラ、ニホンリス、 また、獣類では、大型哺乳類のイノシシ及びツキノワグマをはじめ、 以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥 シジュウカラ、アカゲラ、メジロ、イカル、カケス等がみられる。 アカネズミ、アズマコウモリ等が確認され、 鳥類では、クロツグミ、 中型哺乳 キ

鳥獣保護区の管理方針

- (1)境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環
- 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

2 鳥獣保護区の区域 都留いきものふれあいの里鳥獣保護区

<u>=</u>

鳥獣保護区の名称

株式会社西群馬幹線送電線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み同送電 同所から同県道を西進し市道高畑三ツ峠線との接点に至り、同所から同市道を南西 に進み大幡川に架かるけいごや橋に至り、同所から同川左岸を南西に進み東京電力 都留市大幡地内の県道七百五号(高畑谷村停車場線)の一之橋西詰を起点とし、

との接点に至り、同所から同川左岸を南西に進み起点に至る一団地 赤井沢川との交点(赤井沢橋西詰)に至り、同所から同川右岸を南東に進み大幡川 順次進み県営黒野田林道との接点に至り、同所から同林道を南東及び北に順次進み 南に順次進み旧宝鉱山資材運搬道路との交点に至り、同所から同道路を南及び東に と第二百二十四号鉄塔の間で通称トヨの沢との交点に至り、同所から同沢を東及び 同所から同送電線第二百二十三号鉄塔に向かい直進し同送電線第二百二十三号鉄塔 線第二百二十六号鉄塔及び第二百二十五号鉄塔を経て第二百二十四号鉄塔に至り、

3 鳥獣保護区の存続期間

4 鳥獣保護区の面積 平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

六十ヘクタール

- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
- 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区の指定目的

然保護思想の普及を図ることを目的とし、人と自然とのふれあいの場として、 市により、自然観察及び体験学習を通じて自然のしくみについて理解を深め、 虫及び植物が数多く生息している地域である。この地域内に、平成五年十月都留 「都留いきものふれあいの里」が建設された。 当該地域は、三ツ峠と鶴ケ鳥屋山に囲まれた山間の地域で、鳥類、 昆 自

当該地域の植生は、主にアカマツ林となっており、 川沿いにはツルヨシ群落が

みられる。

では、クマタカ、トビ、ホオジロ、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ等がみられ ヤマネ、アカネズミ、コキクガシラコウモリ、ヤマコウモリ等が確認され、鳥類 め、中型哺乳類のキツネ、 また、獣類では、大型哺乳類のニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマをはじ イタチ、タヌキ等、また、小型哺乳類ではニホンリス、

獣の生息環境の保全を図るものとする。 以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥

鳥獣保護区の管理方針

- (1) 境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。 定期的に巡視を実施する等により、 鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環
- 鳥獣保護区の指定の意義について、 一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百四十三号

第三十五条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十七年十月二十九日

後 藤

斎

山梨県知事

1 特定猟具使用禁止区域の名称

双葉水辺公園特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

四ヶ村堰との接点を起点とし、 甲斐市下今井地内の双葉水辺公園敷地 同所から同境界線を北東に進み坊沢川との接点に至 (釜無川水防資材置場を含む。) 境界線と

り、 み起点に至る一団地 同所から同川を南東に進み四ヶ村堰との接点に至り、 同所から同堰を北西に進

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

七ヘクタール

 $\frac{-}{1}$ 特定猟具使用禁止区域の名称

中道下向山特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

同所から同市道を北西に進み甲府市道下向山二千四百三十二号線との接点に至り、 の接点に至り、同所から同市道を北西に進み甲府市道宿・竹輪線との接点に至り、 九号線との接点に至り、同所から同農道を南進し甲府市道右左口二千四百二号線と 北西に進み農道百二十七号線との接点に至り、 市道を北西に進み甲府市道右左口二千四百号線との接点に至り、同所から同市道を 所から同市道を北進し甲府市道右左口二千四百一号線との接点に至り、同所から同 同市道を北及び北西に順次進み甲府市道右左口二千四百三号線との接点に至り、同 同所から同市道を西進し甲府市道右左口二千四百七号線との接点に至り、同所から 線との交点に至り、同所から同市道を南進し甲府市道南小・木原線との接点に至り、 線との接点を起点とし、同所から同市道を東及び南に順次進み甲府市道宿・下曽根 甲府市下向山町地内の甲府市道下向山二千四百三十二号線と甲府市道佐久・松本 同所から同農道を西進し農道百二十

3 存続期間

同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地

平成二十七年十一月 一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

四十二へクタール

 \equiv 特定猟具使用禁止区域の名称

長澤特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

Ш

梨

県

公 報

第二千五百五十四号

平成二十七年十月二十九日

南アルプス市東南湖地内の市道荊沢・市川大門線と国道百四十号との接点を起点 同所から同国道を南東に進み釜無川右岸堤防との交点(三郡西橋西詰) に至

> との交点に至り、 所から同市道を東進し起点に至る一団地 り、同所から同市道を東進し南アルプス市道荊沢・市川大門線との接点に至り、 進み国道五十二号との交点に至り、同所から同国道を北進し富士川町道甲西増穂線 同所から富士川右岸堤防に向かって西進し同堤防に至り、 り、同所から同堤防を千五百メートル南西に進みサイクリングロード橋跡地に至り、 富士川西部広域農道との交点(富士川大橋西詰)に至り、同所から同農道を北西に 同所から同町道を東進し南アルプス市道甲西増穂線との接点に至 同所から同堤防を南進し 同

存続期間

3

平成二十七年十一 月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百五十一・八ヘクタール

四1 特定猟具使用禁止区域の名称

2 特定猟具使用禁止区域の区域

大萱特定猟具使用禁止区域

に至り、同所から同川右岸を北東に進み起点に至る一団地 ら淵ヶ沢との分水嶺(標高八百三十五・三メートル)に向かって南西に直進し同分 竜沢川との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み同川の始点に至り、同所か 南西に進み北杜市道山高十四号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み九 から同林道を南西に進み北杜市道山高十五号線との接点に至り、同所から同市道を 水嶺に至り、同所から淵ヶ沢と黒沢川との合流点に向かって北西に直進し同合流点 北杜市武川町黒沢地内の黒沢川と北杜市営木綿沢林道との交点を起点とし、同所

3 存続期間

平成二十七年十一月 一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

百二十二・八ヘクタール

五 1 特定猟具使用禁止区域の名称

清里湖特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市高根町清里地内の清里湖の満水時の水面全域

3

平成二十七年十一月 一日から平成三十七年十月三十一日まで

銃器

4

特定猟具の種類

5 面積

十九へクタール

六 1 特定猟具使用禁止区域の名称

高根西特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

り、同所から同市道を北西に進み県道二十八号(北杜八ヶ岳公園線)との接点に至 との接点に至り、同所から同市道を北進し北杜市道上黒沢東尾根南線との接点に至 ら同市道を北進し起点に至る一団地 り、同所から同県道を北進し北杜市道五町田県営住宅西線との接点に至り、同所か 中蔵原小池線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み北杜市道東尾根志合線 農道を南進し農道○三五二号線との接点に至り、同所から同農道を南進し北杜市道 至り、同所から同市道を南東に進み農道〇三四〇号線との接点に至り、 学校西線との接点に至り、同所から同市道を南進し北杜市道西割蔵原線との接点に 住宅西線との接点を起点とし、同所から同県道を北東及び東に順次進み北杜市道中 北杜市高根町村山西割地内の県道三十二号(長坂高根線)と北杜市道五町田県営 同所から同

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百三十三・五ヘクタール

特定猟具使用禁止区域の名称 三分一湧水特定猟具使用禁止区域

七1

2 特定猟具使用禁止区域の区域

で囲まれた区域 北杜市長坂町小荒間地内の三分一湧水湧水口を中心とする半径三百メートルの円

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面 .積

二十八・三ヘクタール

八 1 特定猟具使用禁止区域の名称

清哲消防防災ヘリポート特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

とし、同所から同山道を南西及び西に順次進み県営御庵沢小武川林道との接点に至 り、同所から同林道を北西、北東、南東及び南に順次進み起点に至る一団地 韮崎市清哲町地内の県営御庵沢小武川林道と鳥居峠に通じる山道との接点を起点

3 存続期間

平成二十七年十一 月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

十七・八ヘクタール

九 1 特定猟具使用禁止区域の名称

金峰牧場特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

との接点を起点とし、同所から西に直進し琴川ダム左岸との接点に至り、同所から 所から同境界線を北進し、金峰牧場境界線との接点に至り、同所から同境界線を北 同ダム左岸を北西に進み、県有林第二十六林班・民有地境界線との接点に至り、 山梨市牧丘町柳平地内の金峰牧場境界線最南端と県道二百十九号(柳平塩山線) 南西、東及び南に順次進み起点に至る一団地 同

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

三十三へクタール

+ 特定猟具使用禁止区域の名称

下黒駒特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市御坂町下黒駒地内の甲府国際カントリークラブの敷地境界線の外側二百メ

ートルの線により囲まれた区域

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

+ 1 $\frac{+}{1}$ 2 5 2 5 4 3 4 面積 面積 銃器 特定猟具の種類 存続期間 特定猟具使用禁止区域の区域 銃器 二十四へクタール 八十七ヘクタール 特定猟具の種類 特定猟具使用禁止区域の名称 御手洗川特定猟具使用禁止区域

九号線との交点に至り、 た線との交点に至り、同所から同線を南東に進み御手洗川右岸境界線を北側に百メ 点に至り、同所から同国道を北進し日川右岸境界線を北側に百メートル垂直移動し 垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を北西に進み国道四百十一号との交 線との交点に至り、同所から同線を北西に進み日川左岸境界線を南側に百メートル ートル垂直移動した線との接点に至り、同所から同線を南東に進み笛吹市道一— し、同所から同国道を西進し御手洗川左岸境界線を南側に百メートル垂直移動した 笛吹市一宮町一ノ宮地内の笛吹市道一―十九号線と国道二十号との交点を起点と 同所から同市道を南進し起点に至る一団地

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

特定猟具使用禁止区域の名称

坊ヶ峯特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用禁止区域の区域

り、同所から同市道を北西に進み笛吹市道五千二百四十四号線との接点に至り、同 との接点に至り、同所から同市道を南進し、笛吹市道一―三十七号線との接点に至 し甲府市道白井・境川線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団 に進み笛吹市道五千二百四十号線との接点に至り、同所から同市道を道なりに北進 市道を北西に進み笛吹市道一―三十七号線との接点に至り、同所から同市道を北西 所から同市道を南西に進み笛吹市道五千百六十一号線との接点に至り、同所から同 **垈石和線)との接点に至り、同所から同県道を南進し笛吹市道五千二百四十七号線** 点を起点として、同所から笛吹市道五千九十号線を南東に進み県道三百十三号(藤 笛吹市境川町坊ヶ峯地内の笛吹市道五千九十号線と甲府市道白井・境川線との接

> 3 存続期

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5

九十へクタール

十 三 1 特定猟具使用禁止区域の名称

富士見ふれあいの森公園特定猟具使用禁止区域

2

及び南西に順次進み町道岩間屋敷山二号線との接点に至り、同所から同町道を南進 から同川を南東に進み町道岩間富士見公園線との接点に至り、同所から同町道を西 至り、同所から同町道を北西に進み沖之沢川との接点に至り、同所から同川を北東 点に至る一団地 境界線を北東に進み堤入川支流に続く沢との接点に至り、同所から同沢を南進し堤 に進み西八代郡市川三郷町・南巨摩郡富士川町境界線との接点に至り、同所から同 の接点を起点とし、同所から同町道を北西に進み町道楠甫沖村上野原線との接点に し町道岩間屋敷山本線との接点に至り、同所から同町道を南西及び南に順次進み起 入川支流との接点に至り、同所から同川支流を南進し堤入川との接点に至り、同所 西八代郡市川三郷町岩間地内の町道岩間屋敷山本線と町道岩間屋敷山塩ノ沢線と 特定猟具使用禁止区域の区域

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5

五十五・一ヘクタール

十四四 1 特定猟具使用禁止区域の名称

特定猟具使用禁止区域の区域

奥山特定猟具使用禁止区域

2

同所から同林道を東進し町営剣抜大洞林道との接点に至り、同所から同林道を南進 洞沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み起点に至る一団地 林道を北及び北東に順次進み白崖沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み大 に至り、同所から同作業道を西進し町営剣抜大洞林道との接点に至り、同所から同 し尾根との接点(夕陽川橋)に至り、同所から同尾根を北西に進み作業道との接点 南巨摩郡南部町福士地内の大洞沢と町営奥山林道との交点(奥山橋)を起点とし、

Ш

梨

県

3

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

六十三・二へクタール

十 五 1 特定猟具使用禁止区域の名称

法能特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用禁止区域の区域

2

同所から同参道を北進し起点に至る一団地 ル)に至り、同所から尾根を北及び北東に順次進み愛宕神社参道との交点に至り、 トリー倶楽部の特定地区界との接点に至り、同所から同界を南西に進み都留市大津 西に進み標高点 (標高六百七十六メートル) から北東に延びる尾根との接点に至り、 同所から同市道を南進し市道引ノ田矢名沢線との接点に至り、 点に至り、同所から同市道を約二百メートル東進し市道引ノ田東線との接点に至り、 を約三百メートル北東に進み、同所から尾根を南東に進み市道法能引ノ田線との接 から尾根を南東に進み標高点(標高六百八十四メートル)に至り、同所から主稜線 ら同市道を約四百メートル南東及び北東に順次進みU字カーブの北端に至り、同所 に通じる山道との交点を経て同界を北西に進み三角点(標高六百八十五・九メート 同尾根を南西に進み同標高点に至り、同所から稜線を約百メートル南進し都留カン 都留市法能地内の愛宕神社参道と市道法能引ノ田線との接点を起点とし、同所か 同所から同市道を南

3 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

面積

5

百七十一ヘクタール

山梨県告示第三百四十四号

うに保安林の指定をする予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十七年十月二十九日

保安林の所在場所

後 藤 斎

山梨県知事

南都留郡道志村字谷相七七一四の丙、 七八九五の内

<u>-</u> 指定の目的

土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による

字谷相七七一四の丙・七八九五の内一(以上二筆について次の図に示す部分に

限る。)

2

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

道志村役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百四十五号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

保安林の所在場所

中央市関原字日陰山二四七八(次の図に示す部分に限る。)

_ 指定の目的

土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字日陰山二四七八(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

4 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

中央市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百四十六号

うに保安林の指定をする予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事

斎

2

保安林の所在場所

の一(次の図に示す部分に限る。)一六二、一六二の二、一六四、一六五、一六七の 上野原市松留字蚕種石九一〇、九一〇の内二、八ッ沢字日蔭向一六三の一・一六六

 $\ddot{-}$ 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百四十七号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事

後

藤

斎

笛吹市御坂町上黒駒字後藤沢三八一五の七、三八一五の八、三八一六、三八一七

Ш

梨

県

公 報

第二千五百五十四号

平成二十七年十月二十九日

三八一八の八から三八一八の一〇まで、三八一八の一二

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

八一八の一二(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、三八一六、三八 一五の七 字後藤沢三八一五の八・三八一七・三八一八の八から三八一八の一〇まで・三

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百四十八号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十七年十月二十九日

保安林の所在場所 山梨県知事

後

斎

大月市賑岡町奥山字小和田二七八三、字東原二七五四、二七六五の一、二七六七

指定の目的 土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字小和田二七八三・字東原二七五四・二七六七(以上三筆について次の図に示

す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百四十九号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

保安林の所在場所

上野原市上野原字下石原二五四四、二五四六

指定の目的

土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に

山梨県告示第三百五十号

うに保安林の指定をする予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

保安林の所在場所

南都留郡道志村字白井平一一九七九の一、 一一九八二の

指定の目的

土砂の流出の防備

 \equiv 指定施業要件

立木の伐採の方法

分に限る。) 次の森林については、主伐は、択伐による 字白井平一一九七九の一・一一九八二の一(以上二筆について次の図に示す部

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

道志村役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百五十一号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後

藤

斎

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、身延町 (次の図に示す部

分に限る。

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

 \equiv 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」 及び 「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百五十二号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成二十七年十月二十九日

後 藤

斎

山梨県知事

分に限る。 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、身延町(次の図に示す部

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第三百五十三号

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 般の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十七年十月二十九日

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 甲府市川三郷線
- 道路の区域

Ш

梨

県

公

報

第二千五百五十四号

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

中央市布施字村前二三〇九番の五地先まで中央市布施字小井川二二〇二番地先から 区 間 の 旧 新 新 旧 八・一~ 敷地の幅員 $\bigcap_{i \in \mathcal{I}_{s}}$ (メートル) 二六・三 九・六 延 (メートル) 九七・〇 九七・〇 長

山梨県告示第三百五十四号

設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一般の縦 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

道路の種類

山北山中湖線

 \equiv 道路の区域 線 名

地先まで	南邪留郡山戸朗寸平野字古屋二〇三〇番り一地先から南都留郡山中湖村平野字宮脇一九七八番の	区
新	旧	の旧別新
七・九~二六・九	七·九 九· 四	(メートル)
一 九 · 四	二 九 · 四	(メートル) 長

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一般の縦覧に 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

供する。

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事

後

藤

斎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 粟倉飯富線

三 道路の区域

11011 • 11	一二・六~	新	
11011 • 11	一二・六~		地先まで地先まで
一七一・九	六·〇~ 六五·七	旧	南三摩那身延町曜尺字塩尺二三四六番の一先から 年の上摩郡身延町粟倉字蟹沢八一五番の三地
(メートル) 長	(メートル)	の旧新	区

山梨県告示第三百五十六号

供する。
の告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一般の縦覧に所身延道路課において、この告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一般の縦覧に路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

三九・九 平成二十七	三四五番の一地先まで南巨摩郡身延町遅沢字三ツ石二南巨摩郡身延町遅沢字三ツ石二南巨摩郡身延町遅沢字塩沢二三	遅沢静川線	厚道
· 期日 明日開始			種道類路の

山梨県告示第三百五十七号

覧に供する。設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一般の縦設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年十一月十九日まで一般の縦路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

県 道	種道類路の
精進湖	路線
畔線	名
手合二六四番の二地先まで南都留郡富士河口湖町精進字他手合四七六番地先から南都留郡富士河口湖町精進字他南都留郡富士河口湖町精進字他	区間
<u>рц</u> 	(メートル) 長
日年十月三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	期日開始の

公 告

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

<u> </u>
) -
[の二、三九四の四、三九四の五、三九六の一一、
字油久保三九三の三〇、三九三の三一、三九
九二の一六から三九二の二〇、三九二の三、三九二
一、三八八の八、三九二の一一、三九二の一四、三
富上釜口字西ノ口三八六の三、三八八の一
実件変更保安林の所在場所

日原和市、花輪佐市	一山梨市三富上釜口字油久保三九九の二、三九九の一
日原和市、花輪猛	山梨市三富上釜口字油久保三九九の一三
日原和市、日原德次郎	山梨市三富上釜口字油久保三九四の三
日原和市、日原登	十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
日原和市、花輪みさ子	一四、三九九の七山梨市三富上釜口字油久保三九六の一二、三九六の
日原和市、日原産蔵	乙三、三八八の四、三八八の六、三八八の七、三八九の、三八八の四、三八八の六、三八八の七、三八九の五山梨市三富上釜口字西ノ口三八六の四、三八六の五
日原佐市	一二一山梨市三富上釜口字油久保三九九の一〇、三九九の
日原德次郎	山梨市三富上釜口字油久保三九三の二一
日原登	の二〇、三九三の三八、三九三の五、三九三の七二九、三八九の三〇、三九一の一、字油久保三九三山梨市三富上釜口字西ノ口三八九の一二、三八九の
花輪みざ子	四三八九の三一、三八九の三二、字油久保三九三の一三八九の三一、三八九の三二、字油久保三九三の一山梨市三富上釜口字西ノ口三八八、三八九の一三、
日原産蔵	山梨市三富上釜口字西ノ口三八九の一一
	、三九六の八、三九九の一四、三九九の一五

- \equiv 水源の涵養水源の涵養 変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年九月四日農林水産省告示第二千七十七号

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後

藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

日原領一	山梨市三富上釜口字日向六四〇、六四二
日原和市	山梨市三富上釜口字西ノ口三八六の二
廣瀬良甫原光雄、廣瀬伊太郎、廣瀬信、日原源太郎、日原増太郎、日	山梨市三富上釜口字上之山一〇一六
通知の相手方	指定施業要件変更保安林の所在場所

- 水源の涵養水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて

保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年九月四日農林水産省告示第二千七十六号

争議行為予告通知の受理

梨民主医療機関労働組合執行委員長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十、労働関係講整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山 七年十月十九日付けで通知があった。

平成二十七年十月二十九日

山梨県知事 後 藤

斎

次の要求事項解決のため

- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。
- 2 価制度」 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、 | の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反 「成果主義賃金」「業績評
- 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、 間、 勤務間隔十二時間以上」勤務実現。 週三十二時

ンター

<u>-</u> 日時

平成二十七年十一月六日以降、 要求解決まで必要に応じて実施する。

 \equiv

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

> すずかけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 甲府市宝一丁目十番五号 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 甲府共立診療所 武川歯科診療所 ますほ共立診療所 甲府訪問看護ステーション

かけ 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすず

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援セ 甲斐市富竹新田四百一番地の一 甲斐市富竹新田四百一番地の四 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ 訪問看護ステーションやすらぎ 東八訪問看護ステーションほほえみ ヘルパーステーションほほえみ かいこま訪問看護ステーション 訪問看護ステーションあらぐさ ヘルパーステーションあらぐさ 居宅介護支援事業所あらぐさ 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 巨摩共立デイサービスいきやり 通所介護事業所ふれあい ますほ共立診療所デイサービスふるさ

甲府市宝一丁目四番十六号 甲府市若松町六番三十五号 南アルプス市桃園三百七十九番地 大月市猿橋町殿上四百二番地の一 共立デイサービスとのうえ 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 大月市猿橋町殿上五百八十七番地の一 一丁目二番十八号 共立介護福祉センターたから 共立介護福祉センターわかまつ 共立介護福祉センターいけだ 共立介護福祉センターももその 居宅介護支援事業所さるはし 共立診療所さるはし

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場

四概要

は併用して行う。をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止

る。ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置すただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置す

落札者の決定について

適用を受ける調達契約に係るものである。た政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束のた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束のシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成され次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケー次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケー

平成二十七年十月二十九日

山梨県工業技術センター所長 藤 本 勝 彦

- 落札に係る購入物品等の名称及び数量
- 名称 複合環境振動試験機
- 二 数量 一式
- 一 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- 一名称 山梨県工業技術センター
- 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番地

落札者を決定した日 平成二十七年九月二十九日

落札者の氏名又は名称及び住所

一名称 明伸工機株式会社甲府営業所

二 住所 山梨県甲府市徳行二丁目九番十五号甲府スカイビル一階

五 落札金額 三千百五十万円

ハ 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

よる公告を行った日 平成二十七年八月二十日 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に

)農用地利用配分計画の認可

り、公告する。の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定によの規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により、公告する。

Ш

梨

県公

報

第二千五百五十四号

平成二十七年十月二十九日

平成二十七年十月二十九日

一、三八二	田町九百番笛吹市一宮町竹原田字沖	笛吹市	酒井 浩太	Sant
三、一九八	ノ木二十三番一外二筆笛吹市石和町東高橋字梅	笛吹市	梶田猛夫	1111
九 九 一	ノ木百二十八番笛吹市石和町東高橋字梅			
一 九 八 一	ノ木百二十七番外一筆笛吹市石和町東高橋字梅	笛吹市	梶田 和德	- III
九 三 〇	四百八十一番三北杜市高根町清里字長原	北杜市	利根川浩	41 1
六、五五四	窪上三千百番外三筆北杜市高根町箕輪字大林	北杜市	宮﨑 敏雄	<i>~</i>
三、五〇〇	七千七百二十六番外三筆北杜市小淵沢町字上深沢	北杜市	富岡伸明	=
七、五二七	三筆三筆一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	北杜市	代	<i>1</i> 5 €
七七九	ノ内五番富士吉田市上吉田字久根	富士吉田市	堀内治	IШ
面積(平方メートル)	所在	を を する 市区 町村	称の名とは名	称氏
の設定等を受ける土地	賃借権の設定等	の設定等を受ける者	賃借権の設	
務	山 柔	配分計画	農用地利用配分計画	<u>→</u>
14%		平成二十七年十月二十九日	平成二十七	

る。 (詳細は、 省略し、その関係書類を山梨県農政部農村振興課に備え置いて縦覧に供す

二 認可年月日

平成二十七年十月二十三日

都市計画の変更図書の縦覧

次の場所において縦覧に供する。 同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を 十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

平成二十七年十月二十九日

後 藤

斎

山梨県知事

都市計画の種類

甲府都市計画下水道

(甲斐市公共下水道

縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

• 都市計画の変更図書の縦覧

同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を 十条第一項の規定により甲斐市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二

平成二十七年十月二十九日

次の場所において縦覧に供する。

山梨県知事 後 藤

斎

都市計画の種類

韮崎都市計画下水道

(甲斐市公共下水道

縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

印刷所 株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Ш

梨 県

甲府市丸の内一丁目六番一号